

新潟県内の禁煙外来情報ホームページ公表要領

1 目的

喫煙による健康障害を減少させることを目的として、禁煙外来を行う医療機関の情報提供を県ホームページにおいて行う。

2 ホームページ掲載要件

下記の要件を満たす医療機関とする。

- (1) 保険適用によるニコチンパッチ、禁煙補助のための内服薬の処方可・不可を問わず、禁煙希望者に対して診療を行っていること。
- (2) 県ホームページへの掲載に同意をしていること。

3 掲載情報

下記の情報について提供を行う。

- (1) 医療機関名、所在地、電話番号
- (2) 禁煙外来の開設曜日及び時間
- (3) 診療日時予約制の有無
- (4) 保険適用によるニコチンパッチ、禁煙補助のための内服薬の処方可・不可

4 実施方法

- (1) 新たに禁煙外来を開設する医療機関において、県ホームページでの掲載を希望する場合は、申請書（別紙）により福祉保健部健康対策課に提出する。
- (2) 提出した申請書の開設状況に変更が生じた場合は、申請書により変更内容を報告する。
- (3) 県は、新たに開設した医療機関から申請や変更申請があった場合は、適宜掲載情報を更新する。
- (4) 申請内容の審査については、必要に応じて新潟県医師会に意見を求めるものとする。

5 ホームページの運営

福祉保健部健康対策課において行う。

6 その他

- (1) 毎年5月31日から始まる禁煙週間の間に、関係機関に対し、情報の活用を促進するための普及啓発等を行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は健康対策課長がその都度定める。

附 則

この要領は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月10日から施行する。